

議案第16号

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
ついて

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年 3月 2日提出
三宅町長 森田 浩司

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成28年三宅町条例第12条)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「昭和59年3月三宅町条例第8号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項から第4項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び1項を加える。

(暫定再任用職員に関する特例)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する職員とみなして、この条例を適用する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年三宅町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「昭和59年3月条例第8号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同条同項第3号を第4号とし、第4号を第5号をし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条第1項から第4項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
第9条第2号中「職員の定年等に関する条例」を「定年等条例」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条第1項から第4項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は第18条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年三宅町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1条を加える。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

第5条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年三宅町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び1項を加える。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三宅町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 職員等の旅費に関する条例(昭和61年12月19日条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和4年3月22日条例第1-14号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項、」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員には、第5条及び第6条の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成28年条例第12号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（職員の派遣） 第2条 （略） （1） ～ （2） （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） ～ （3） （略） （4） 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月三宅町条例第8号。<u>以下「定年等条例」という。</u>)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 <u>（5） 定年等条例第9条第1項から第4項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> （6） 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して抵触にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条令の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員 附 則	（職員の派遣） 第2条 （略） （1） ～ （2） （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） ～ （3） （略） （4） 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月三宅町条例第8号_____)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 （新設） （5） 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して抵触にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条令の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する職員とみなして、この条例を適用する。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(新設)

職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月条例第8号。<u>以下「定年等条例」という。</u>)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 <u>(3) 定年等条例第9条第1項から第4項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年9月三宅町条例第18号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 (5) 非常勤職員であって、次のいずれにも該当する者以外の職員 ア ～ イ （略） 2 （略）	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月条例第8号_____)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (新設) (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年9月三宅町条例第18号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 (4) 非常勤職員であって、次のいずれにも該当する者以外の職員 ア ～ イ （略） 2 （略）
（育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	（育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 定年等条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員

(3) 定年等条例第9条第1項から第4項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。

2 ～ 3 (略)

(1) (略)

(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員

(新設)

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。

2 ～ 3 (略)

附 則

1 ～ 2 (略)

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

3 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は第18条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

1 ～ 2 (略)

(新設)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第16号)新旧対照表

改正後（案）	現行
(1週間の勤務時間) 第2条（略） 2 （略） 3 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 ～ 5 （略） （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の割勤務時間を割振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内	(1週間の勤務時間) 第2条（略） 2 （略） 3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 ～ 5 （略） （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の割勤務時間を割振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内

容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条（略）

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

- 第12条 年次有給休暇は1の年ごとの休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条（略）

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

- 第12条 年次有給休暇は1の年ごとの休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2) ～ (3) (略)

2 ～ 3 (略)

附 則

第1条 ～ 第4条 (略)

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

第5条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2) ～ (3) (略)

2 ～ 3 (略)

附 則

第1条 ～ 第4条 (略)

(新設)

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第32号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。 (1) ～ (11) (略) 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員は、第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。</u>	（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。 (1) ～ (11) (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 (新設)

一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年条例第18号)新旧対照表

改正後（案）	現行
第10条（略） 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第8条の2第2項、第10条第3項及び第17条の3の規定の適用については、これらの規定中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	第10条（略） 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第8条の2第2項、第10条第3項及び第17条の3の規定の適用については、これらの規定中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

職員等の旅費に関する条例(昭和61条例第26号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員(非常勤職員(同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員(非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和4年条例第1-14号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（再任用職員定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第18条 第5条及び第6条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u> 附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u><u>の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u><u>の規定により採用された職員には、第5条及び第6条の規定は適用しない。</u>	（再任用職員定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第18条 第5条及び第6条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u> 附 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 （新設）